

(平成24年3月7日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

島根国民年金 事案424

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成4年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から平成4年11月まで

昭和59年3月頃、A市区町村から、「在日外国人も昭和57年1月から国民年金に加入する制度になった。」旨の説明を受けたことを契機に、同年3月に妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、加入と同時に57年4月から59年3月までの過去2年分の国民年金保険料をまとめて納付し、その後の期間に係る国民年金保険料は、妻が毎月夫婦二人分の保険料を金融機関で納付した。

申立期間に係る国民年金保険料が未納と記録されていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の外国人登録に係る手続のため、昭和59年3月にA市区町村に出向いた際、妻の分と一緒に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、i) A市区町村が管理する同市区町村独自の電算システムに、「平成7年1月*日に申立人に対し、外国人適用漏れのため、昭和57年1月1日まで遡って資格取得する必要がある旨を説明したところ、申立人が国民年金の加入手続を行った。」旨が記録されていること、ii) 申立人が所持する、昭和59年3月の国民年金の加入手続に伴い交付されたとする年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、申立人の主張どおりとすればB社会保険事務所（当時）の払出しとなるが、当該番号は60年*月*日に新設されたC社会保険事務所（当時）において払い出された記号番号であることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号前後の番号を持つ者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の平成7年1月17日以降に申立人夫婦連番でA市区町村において払い出されているものと推認できること、iii) A市区町村が管理する外国人登録原票から、申立人が主張する昭和59年3月頃において、外国人登録証明書の切替交付申請を行った事跡が確認できない一方、申立人が、平成7年1月*日に当該切替交付申請を行った事跡は確認できること、iv) 申立期間を含む昭和57年1月から60年2月ま

での期間において、A市区町村における国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無く、申立人が所持する年金手帳に記載された記号番号のほかに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の主張する時期において、申立人が国民年金の加入手続を行ったとは推認できず、申立人の国民年金手帳記号番号が払出された時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できなかつたと推認できる。

また、申立人は、「国民年金保険料を遡って納付したのは、加入手続を行った時点の1回のみである。」旨を主張しているところ、オンライン記録から、平成7年1月及び同年2月において、4年12月から6年3月までの国民年金保険料が過年度納付され、同年4月以降の期間の保険料は現年度納付されていることが確認できる上、前述の電算システムには、7年1月*日の加入手続の際に、「国民年金保険料については遡って納付できるところまでは全て納付したいとの申出があったため、分割の納付書を送付した。」旨が記録されている。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も、申立期間は未納と記録されている。

このほか、申立人夫婦が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

島根国民年金 事案425

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成4年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から平成4年11月まで

昭和59年3月頃、A市区町村から、「在日外国人も昭和57年1月から国民年金に加入する制度になった。」旨の説明を受けたことを契機に、同年3月に夫が私の国民年金の加入手続を行い、加入と同時に57年4月から59年3月までの過去2年分の国民年金保険料をまとめて納付し、その後の期間に係る国民年金保険料は、私が毎月夫婦二人分の保険料を金融機関で納付した。

申立期間に係る国民年金保険料が未納と記録されていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫が外国人登録に係る手続のため、昭和59年3月にA市区町村に出向いた際、私と夫の国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、i) A市区町村が管理する同市区町村独自の電算システムに、「平成7年1月*日に申立人の夫に対し、外国人適用漏れのため、昭和57年1月1日まで遡って資格取得する必要がある旨を説明したところ、申立人の夫が国民年金の加入手続を行った。」旨が記録されていること、ii) 申立人が所持する、昭和59年3月の国民年金の加入手続に伴い交付されたとする年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、申立人の主張どおりとすればB社会保険事務所（当時）の払出しとなるが、当該番号は60年*月*日に新設されたC社会保険事務所（当時）において払い出された記号番号であることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号前後の番号を持つ者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の平成7年1月17日以降に申立人夫婦連番でA市区町村において払い出されているものと推認できること、iii) A市区町村が管理する申立人の夫の外国人登録原票から、申立人が主張する昭和59年3月頃において、外国人登録証明書の切替交付申請を行った事跡が確認できない一方、申立人の夫が、平成7年1月*日に当該切替交付申請を行った事跡は確認できること、iv) 申立期間を含む昭和57年1

月から60年2月までの期間において、A市区町村における国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無く、申立人が所持する年金手帳に記載された記号番号のほかに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の主張する時期において、申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続を行ったとは推認できず、申立人の国民年金手帳記号番号が払出された時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できなかつたと推認できる。

また、申立人は、「国民年金保険料を遡って納付したのは、加入手続を行った時点の1回のみである。」旨を主張しているところ、オンライン記録から、平成4年12月から5年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できるが、これ以外の期間において、国民年金保険料が過年度納付された記録は確認できない上、前述の電算システムには、7年1月*日の加入手続の際に、「国民年金保険料については遡って納付できるところまでは全て納付したいとの申出があったため、分割の納付書を送付した。」旨が記録されている。

さらに、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫も、申立期間は未納と記録されている。

このほか、申立人夫婦が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根厚生年金 事案603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月頃から51年4月頃まで

昭和48年4月頃から51年4月頃までの期間において、A社にB職種として勤務し、厚生年金保険に加入の上、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、当該勤務期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時一緒にA社に勤務していたとして名前を挙げた同僚（一人）は、「申立人は、時期は不明であるが、B職種としてA社の仕事に従事していたことは覚えている。」と供述していることから、従事していた期間の始期及び終期は特定できないものの、申立人がB職種として同社に係る業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、「当社は、C職種、D職種及びE職種の社員は正社員として雇用していたが、申立期間当時、B職種等の者は雇用していなかった。申立人の職種がB職種であれば、当社では雇用していなかったと考える。」旨を回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できた者で、供述が得られた5人のうち一人は、「A社にはB職種の正社員はいなかった。B職種は、下請けとして同社の業務に従事していた。」旨を供述していることから、申立人は同社の正社員でなかったものと推測できる。

また、前述の5人はいずれも、C職種又はD職種の社員として、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨を供述しているが、申立人が名前を挙げた前述の同僚は、「私は、申立期間当時、B職種としてA社の仕事に従事したが、厚生年金保険に加入しておらず、国民年金に加入し保険料を納付していた。」と供述している上、前述の元事業主は、「当社は、正社員のみ厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているところ、前述の被保険者名簿に当該同僚の氏名は無い上、オンライン記録から、当該同僚は申立期間に

おいて国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、前述の元事業主及び前述の5人から聴取しても、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について、供述を得られない上、申立人が、A社に係る申立人の厚生年金保険の加入手続を行ったとして名前を挙げた者は故人であり、供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。